

第2号様式（第9条関係）

多摩市剪定枝粉碎機利用報告書

年 月 日

多摩市長 殿

利用者住所 多摩市

氏名

電話 ()

多摩市剪定枝粉碎機貸出事務要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)
利用機器	☐ グリーンミル MLC-150 (No. を 台) ☐ グリーンミル MLG-1510 (No. を 台) ☐ HG-BSLD02E
粉碎重量 (資源化量)	kg
チップの 利用方法	☐ 堆肥の原材料（発酵させて） ☐ 雑草防止剤（雑草の発生を抑える） ☐ マルチング材（家庭菜園や花壇の上等、根の乾燥予防） ☐ クッション材（緩衝材・舗装材として） ☐ 芝生地の代用 ☐ その他 ()
備考 (ご意見等)	

※この報告書は、剪定枝粉碎機を返却する際に提出してください

1 遵守事項

- 1) 粉砕機は、市内で発生した剪定枝等によりのみ使用するものとする。
- 2) 粉砕処理した剪定枝等は、個人又は団体の管理する敷地内で有効活用するものとし、市の実施するごみ収集に出さないものとする。
- 3) 粉砕機は適正に維持管理し、目的以外にはしないものとする。
- 4) 粉砕機を使用する前には、必ず取扱説明書を読み内容を確認するものとする。
- 5) 粉砕機の利用に当たり、使用上の注意を守り事故に十分注意するものとする。また、剪定枝等の散乱防止に努め、騒音については周辺住民に配慮して使用するものとする。
- 6) 粉砕機を第三者に対して転貸し、又は譲渡しないものとする。
- 7) 営利目的に使用しないものとする。
- 8) 粉砕機に異常が認められる場合、使用を中止し、市に連絡するものとする。
- 9) 粉砕機を返却する際には、利用報告書（第2号様式）を提出するものとする。

※ ゴーグル・手袋（皮・ゴム）を身につけ粉砕機を使用すること（軍手は枝に絡まって引き込まれる場合がありますので使用しないでください。）

粉砕機に投入できる枝の太さは、生木の場合、最大で25mm～30mm程度とし、処理能力を超えた太さの枝や根のついたもの、つる性の植物、繊維のある竹等、堅い木、生木でないもの等は、故障の原因となるため投入しないこと

2 貸出しの中止

利用者が遵守事項に違反したとき、又は市長が特に必要を認めるときは、貸出期間が満了する日前であっても、貸出しを中止することがあります。

3 損害賠償・免責

- 1) 粉砕機を返却する場合、原状に回復しなければならない。
- 2) 利用者が粉砕機を破損し、汚損し、又は紛失したことにより生じた損害の責は、利用者が追うものとする。
- 3) 利用者が粉砕機を運搬し、又は利用するに当たり、使用上の不注意、その他の事由により、利用者又は第三者に生じさせたときは、その損害賠償の責めは、利用者自身がこれを負うものとし、市は損害賠償の責めを負わないものとする。